

## 特集にあたって

西野 文雄（政策研究大学院大学）

我が国では民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律、いわゆるPFI法が1999年7月30日に成立した。世界的にはPFIは1970年代の終わりから始まり、徐々に広まってきた。我が国の企業では熊谷組が1995年に香港でBuilt-Operate-Transfer方式のクロス・ハーバー・トンネルの事業を落札し、次いで1996年には、オーストラリアで、同じ方式のシドニー・ハーバー・トンネルの事業を落札している。両事業とも大成功した案件と評価されている。

従来官が提供してきた公共サービスを、官との契約の基に、民間企業が民間の資金を活用して公共施設を建設し、維持管理、運営することによって、公共サービスを提供する仕組みを本格的に国の政策として取り入れたのは英国のサッチャー首相であり、1992年のことである。サッチャー首相はそれまで事業の方式ごとに異なった名で呼ばれていた民間資金を使い、民間が公共サービスを提供する仕組みをまとめて、Private Finance Initiativeと名付けた。我が国ではその英語名の略称であるPFIが定着している。本来、官が提供するサービスを官との契約に基づいて実施する事業であり、官と民との力関係が事業の実施に大きく影響する。国の如何を問わず、官側の力が強いことの反省から、事業をよりよく成功させるためには、官と民が力を合わせて同じ立場で契約を結ぶべきだとの反省から、最近では英語に直せばPublic-Private-Partnership（PPP）と呼ばれることも多い。

我が国でPFIの導入が遅れたのは、我が国では国民の貯蓄性向が強く、郵便貯金を公共事業の原資として使うシステムが確立していたのが一つの理由かと思われる。我が国のPFIと他の先進工業諸国のPFIと比較すると、他国では事業規模の大きい本格的な公共施設の建設を伴う案件が多いのに対し、我が国では小規模の案件から始まり、法律の施行から数年が過ぎた現在でも、大規模案件が見られないという違いがある。PFI事業での資金の融資は事業の利益を担保とする、いわゆるプロジェクト・ファイナンスが使われることが多い。プロジェクト・ファイナンスに通じた金融人材が少ないという事情もあるが、純粹の民間事業に対するプロジェクト・ファイナンスでは我が国でも数千

億円規模の融資が数件実施されている。PFI案件でも、大規模案件の実現を期待したい。

PFIに関する書籍も数多く出版されており、官、民を問わず多数の人がPFIを学んでいる状況にある。このことを考慮して、本特集では、既に出版されている書籍では殆ど触れられていないにもかかわらず、PFI事業を実施するときに問題になりそうな話題を中心に、PFIの実務の第一線で働いている方々に執筆を依頼した。既に出版されている書籍の多くに日本版という副題が付いている。しかし、日本版と名を付けた部分が必ずしも強調されていない。PFIに対する基本的な考え方や案件実施の手続きには国の違いによる差は大きくない。しかし、法制面では大きく異なり、我が国の会計法や地方自治法に基づく入札方式は海外諸国と大きく異なっている。この入札方式の差は一般の工事案件では問題となることは少ないが、PFI案件では入札費用が高価になるため、PFI案件に関心を持ち、入札に参加したいと考える企業人にとって、参加を躊躇する要因になりかねない。

山下明男氏の「Best Practice構築に向けて」は法制面、規制面での問題、コンセッション・プロセスの設計、ファイナンス・アレンジメントについて実務者にとって、示唆に富んだ内容となっている。さらに金融面から見たPFIの課題、韓国のPFIと日本のPFIの比較をし、ここでも日本版PFIについて、多くの考えるべき内容を提示している。美原融氏は我が国では最もPFIの実務経験が多く、さらにPFIに対する見識の広さと高さの面で第一人者であることは、PFIに関心を持つ全ての人によく知られた事実である。PFI案件の実施に当たって金融と同じく、最も重要であり、経験を積んで初めてわかる事業のマネジメントについて、従来型の事業方式とPFI方式のマネジメントが異なる必要があることを、両者を比較し、明解に説明されている。実務者にとって有用な一文であると確信する。赤井伸郎氏にはPFIで多くの人に関心を持つインセンティブ問題について、経済学的な考察をして頂いた。同じく、田浦裕久氏にはPFIの法制度上の課題について考察を頂いた。この二文が加わって、本特集が学会誌の特集としての体裁が整ったと考えている。